

第5次 北本市 地球温暖化対策実行計画 (区域施策・事務事業編)

令和6(2024)年度-令和12(2030)年度

概要版

策定の目的

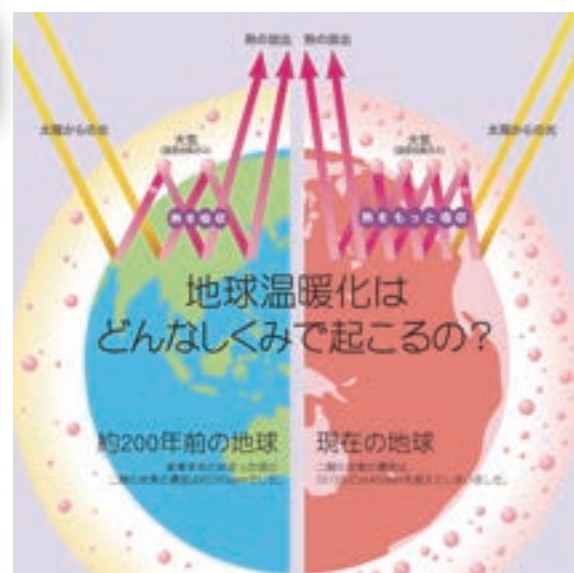
本市では、地球温暖化対策への取組として、2019(平成31)年3月に「第4次北本市地球温暖化対策実行計画」(以下、「第4次計画」とします。)を策定し、市庁舎や文化センター、各出先機関、小・中学校のエネルギー消費実態を把握し、温室効果ガス排出量の削減目標の達成に向けた対策を進め、市民や事業者へ率先行動を示すとともに、地球温暖化防止の普及啓発活動を推進してきました。

今回、2023(令和5)年度をもって第4次計画が計画期間の終了を迎えること、並びに「北本市ゼロカーボンシティ宣言」を表明したことから、新たに2024(令和6)年度から7年間を見据えた「第5次北本市地球温暖化対策実行計画(区域施策・事務事業編)」(以下、「本計画」とします。)を策定しました。

地球温暖化とは

地球は、太陽により暖められた地表面から放出される熱の一部を、大気中の温室効果ガスが吸収することで、私たち人間や動植物が過ごしやすい気候に保たれます。しかし、大気中の温室効果ガス濃度が高まり、吸収される熱量が増加することで、地球の気温が上昇しつつあります。この現象を地球温暖化といいます。

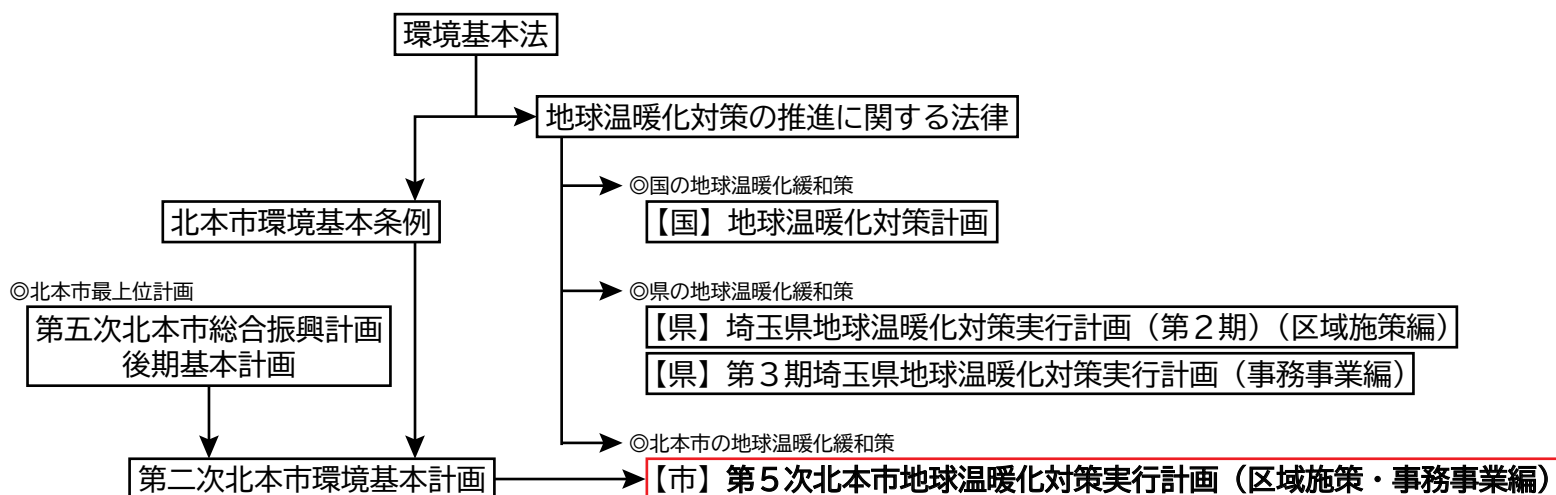
2021(令和3)年8月に公表されたIPCC(気候変動に関する政府間パネル)第6次評価報告書では、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないとされました。



地球温暖化のメカニズム
出典：全国地球温暖化防止活動推進センター

計画の位置付け

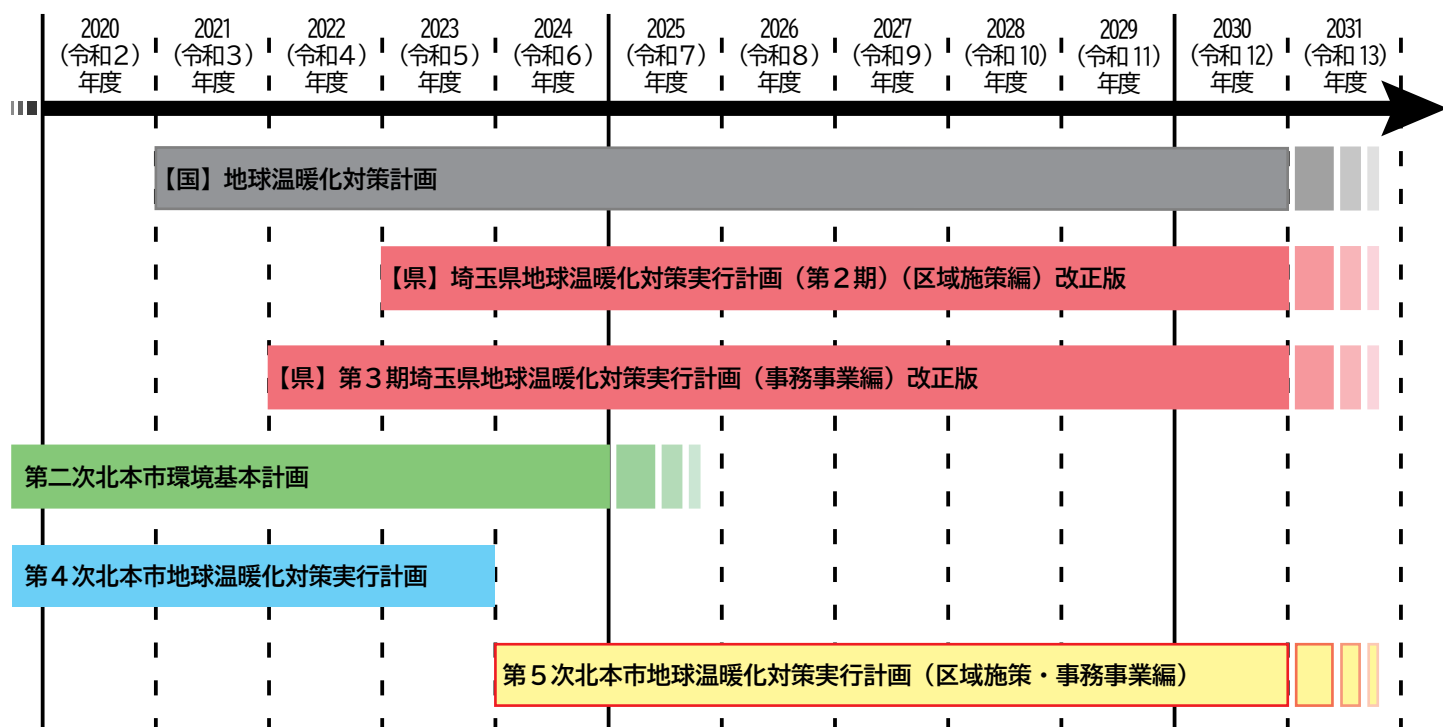
本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条第3項に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」、第21条第1項に基づく「地方公共団体実行計画（事務事業編）」として、国や県が進める地球温暖化対策と整合を図りながら策定する計画です。また、2016（平成28）年度に策定した「第二次北本市環境基本計画」（以下、「第二次環境基本計画」とします。）における地球環境保全の個別計画として位置付けます。



計画の位置付け図

計画の期間

本計画の計画期間は、2024（令和6）年度から2030（令和12）年度までの7年間とし、社会情勢等の変化により、必要に応じて適宜見直しを行うものとします。



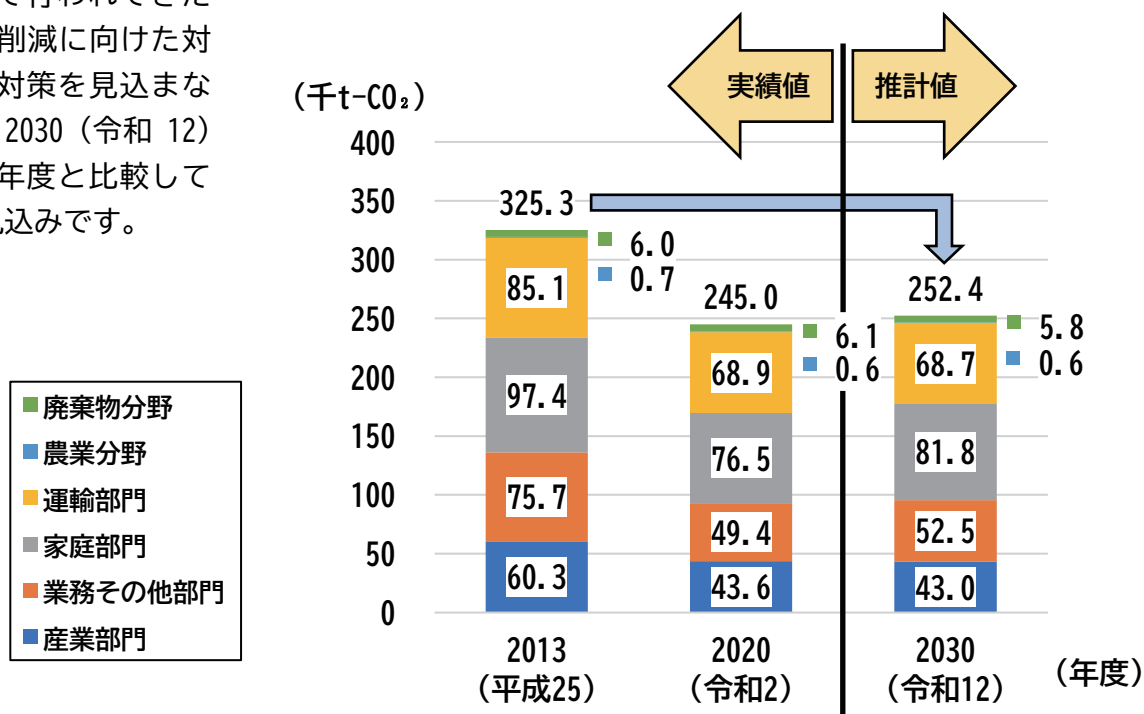
計画の期間

区域施策編（市域における取組）

◎温室効果ガス排出量の現況と将来予測

本市の算定可能な直近年度である 2020（令和 2）年度における温室効果ガス排出量は、245.0 千 t-CO₂ です。基準年度とされる 2013（平成 25）年度の排出量と比較すると 24.7%の削減となっています。

また、本市でこれまで行われてきた温室効果ガス排出量の削減に向けた対策から、今後追加的な対策を見込まないまま推移した場合の 2030（令和 12）年度の排出量は、直近年度と比較して約 3.0%の増加となる見込みです。

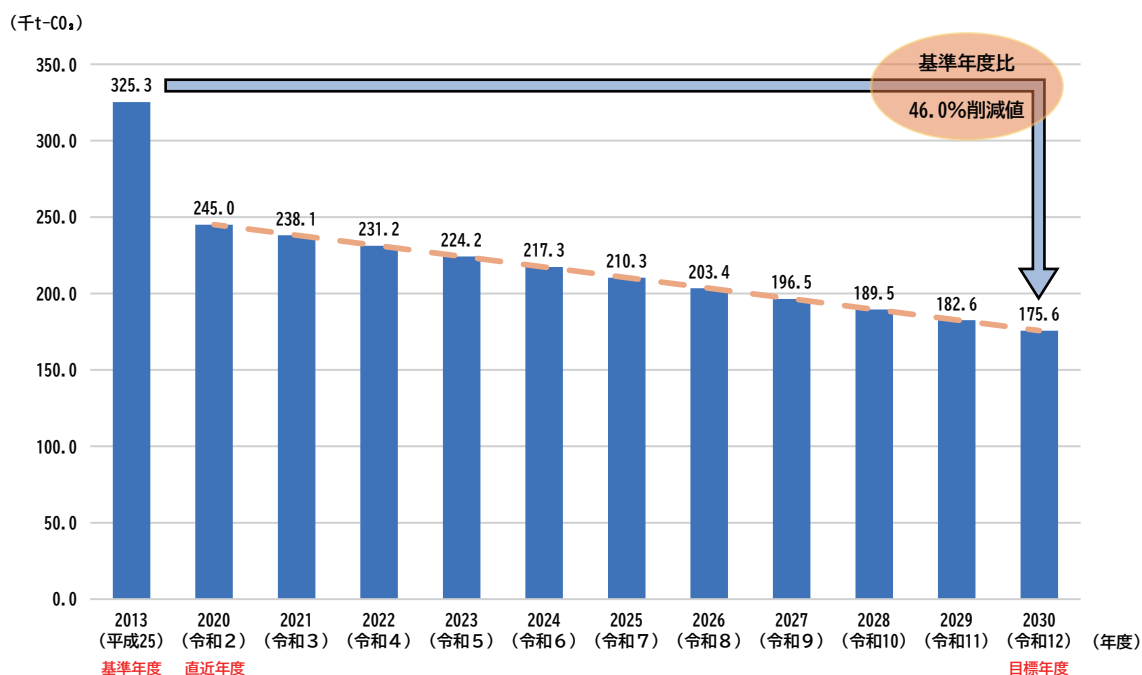


北本市における温室効果ガス排出量と将来予測

◎温室効果ガス排出量の削減目標

本市域の温室効果ガス排出量の削減目標の設定に当たっては、本市のゼロカーボンシティの実現と、国及び県が定める削減目標に寄与するため、以下の削減目標を掲げます。

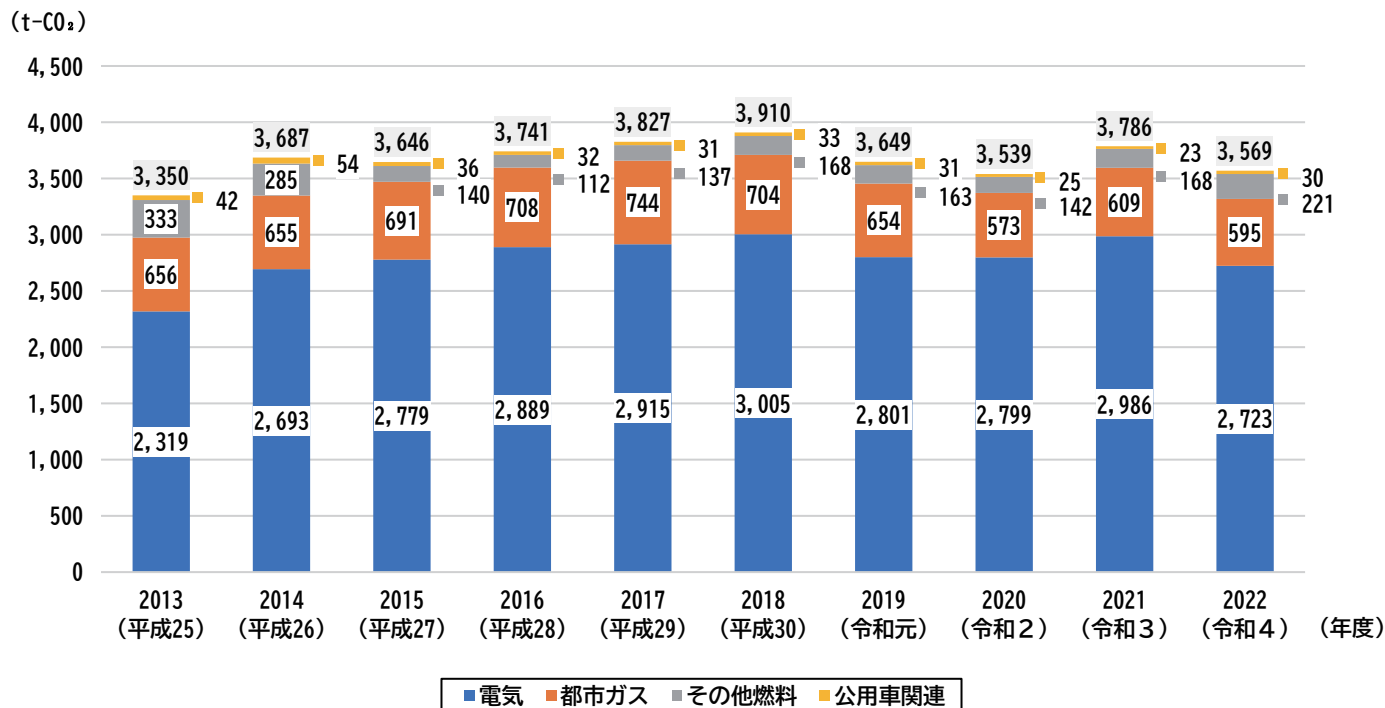
【北本市における温室効果ガス排出量削減目標】
2030（令和 12）年度までに 2013（平成 25）年度比
46.0%の削減



事務事業編（市役所における取組）

◎温室効果ガス排出量の現況

本市の算定可能な直近年度である 2022（令和 4）年度における温室効果ガス排出量は、3,569 t-CO₂ です。基準年度とされる 2013（平成 25）年度の排出量と比較すると 6.5%の増加となっています。

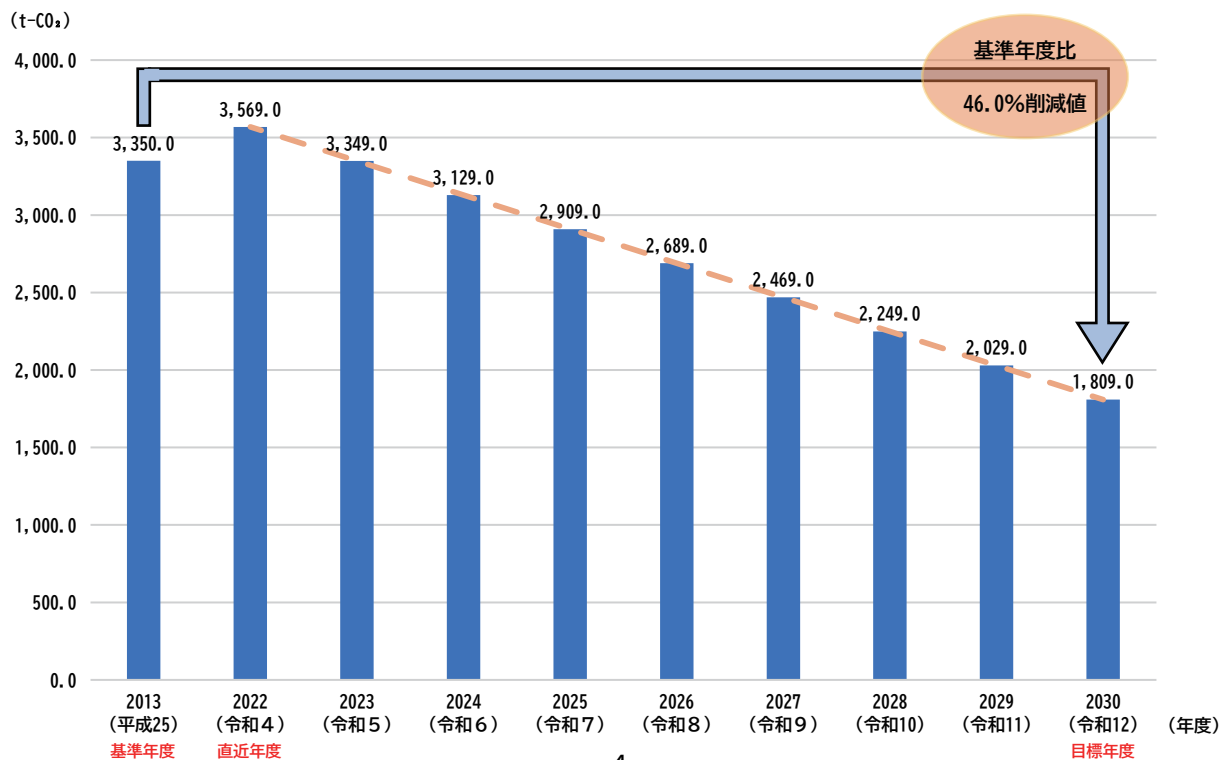


北本市役所における温室効果ガス排出量の推移

◎温室効果ガス排出量の削減目標

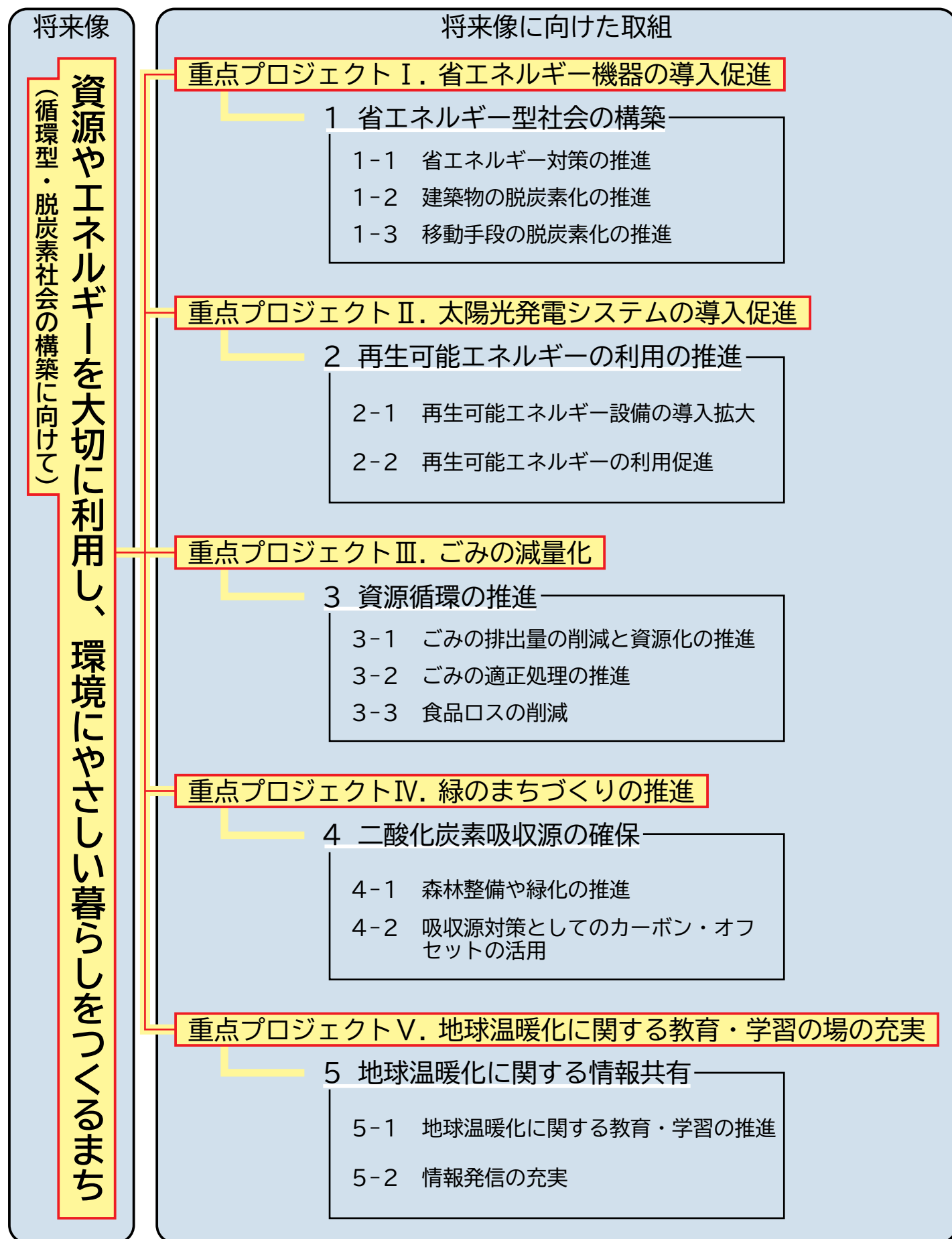
本市の事務及び事業における温室効果ガス排出量の削減目標の設定に当たっては、本市のゼロカーボンシティの実現と、国及び県が定める削減目標に寄与するため、以下の削減目標を掲げます。

【北本市役所における温室効果ガス排出量削減目標】
2030（令和 12）年度までに 2013（平成 25）年度比
46.0%の削減



施策の体系

本計画の望ましい将来像として、第二次環境基本計画で定められた環境像「緑豊かな自然と共生する持続可能なまち・北本」における、“循環型・低炭素社会の構築”に向けた長期的な目標「資源やエネルギーを大切に利用し、環境にやさしい暮らしをつくるまち」を引き継ぎ、“循環型・脱炭素社会の構築”を長期的な目標として次の体系図のとおり施策を展開します。



重点プロジェクト

重点プロジェクトⅠ. 省エネルギー機器の導入促進

〈行政の取組〉

- 可能な限り施設（設備）の高効率照明化に努めます
- 公用車の更新時は、可能な限り次世代自動車を導入します

〈市民・事業者の取組〉

- 照明は可能な限り高効率照明化に努めます
- 自家用車や社用車の入替時は、可能な限り次世代自動車の導入に努めます

重点プロジェクトⅡ. 太陽光発電システムの導入促進

〈行政の取組〉

- 公共施設に太陽光発電システムを導入します
- 補助制度等による住宅用再生可能エネルギーの普及促進を図ります

〈市民・事業者の取組〉

- 自宅や事務所・工場等に太陽光発電等の再生可能エネルギー設備の導入に努めます
- 補助制度の活用や情報収集を行い、再生可能エネルギー利用機器の導入に努めます

重点プロジェクトⅢ. ごみの減量化

〈行政の取組〉

- 一般廃棄物及び産業廃棄物の分別及び再生利用を促進します
- マイバッグ、マイボトル、マイカトラリー等を持参し、ワンウェイプラスチック製品の使用を控えます

〈市民・事業者の取組〉

- ごみの適正な処理、再生利用に努めます
- マイバッグ、マイボトル、マイカトラリー等を持参し、ワンウェイプラスチック製品の使用を控えます

重点プロジェクトⅣ. 緑のまちづくりの推進

〈行政の取組〉

- 市内に残る樹木の適正な保全と再生に努め、吸収源となる森林の整備に努めます
- 森林に関する情報を収集し、より正確な吸収量の把握に努めます
- 緑の募金「苗木の配布」など、市民の緑化行動を支援します

〈市民・事業者の取組〉

- 市が行う樹木の保全に協力します
- 自宅や事業者の敷地内の緑化に努めます

重点プロジェクトⅤ. 地球温暖化に関する教育・学習の場の充実

〈行政の取組〉

- 地球温暖化対策についての環境教育や環境学習の場を充実させ、知識・意識の向上を図ります

〈市民・事業者の取組〉

- 環境教育や環境学習の場に積極的に参加します

削減目標の達成に向けた施策

1 省エネルギー型社会の構築

1-1 省エネルギー対策の推進

一人ひとりの省エネルギー行動の実践と省エネルギー機器の導入により、エネルギー消費効率を向上させ、エネルギー需要の低減を図ります。

1-2 建築物の脱炭素化の推進

建築物の高断熱化や高气密化、冷暖房効率の向上、照明機器の高効率化を行うとともに、建築物のエネルギー管理を徹底することにより、家庭部門及び業務その他部門の省エネルギー化に貢献します。

1-3 移動手段の脱炭素化の推進

運輸部門の脱炭素化に向け、ガソリン、軽油等の化石燃料のみを動力源とする自動車の利用を控えるとともに、自転車や徒歩、公共交通機関を積極的に活用した、低炭素な移動手段の日常化を目指します。



北本市の電気自動車

2 再生可能エネルギーの利用の推進

2-1 再生可能エネルギー設備の導入拡大

省エネルギー対策により、エネルギー消費量を抑制すると同時に、再生可能エネルギーを最大限導入することで、ゼロカーボンシティの実現を目指します。

2-2 再生可能エネルギーの利用促進

住宅や事務所、工場などへの再生可能エネルギー利用設備の導入が困難な場合、再生可能エネルギー比率の高い電力利用へ切り替えることにより、再生可能エネルギー市場の拡大に貢献し、二酸化炭素排出量の削減につながります。



市役所庁舎のソーラーパネル

3 資源循環の推進

3-1 ごみの排出量の削減と資源化の推進

大量生産・大量消費・大量廃棄型の、一方通行な経済社会活動から、持続可能な形で資源を利用する循環型社会経済への移行を目指します。

3-2 ごみの適正処理の推進

廃棄物分野では、一般廃棄物の焼却に伴う燃料の使用の他、一般廃棄物中に含まれるプラスチックごみや合成繊維の焼却でも二酸化炭素が発生します。そのため、ごみの排出量を削減するとともに、ごみの分別を徹底し適正に処理することが重要です。

3-3 食品ロスの削減

一般廃棄物の焼却に伴う燃料の使用量は、水分割合の高い生ごみが一般廃棄物中に占める割合と比例して増加します。廃棄物処理においてエネルギー効率の悪い生ごみの排出を削減するため、一人ひとりの取組意識の改善が求められます。

4 二酸化炭素吸収源の確保

4-1 森林整備や緑化の推進

ゼロカーボンシティの実現には排出量の削減とともに森林や都市緑地等の保全・整備による吸収源対策の推進が大切です。

4-2 吸収源対策としてのカーボン・オフセットの活用

市内の樹林の維持管理と並行して、交流のある他自治体や団体と連携した森林整備事業の推進により、整備された森林から得られた二酸化炭素吸収量をオフセットし、本市の温室効果ガス排出量と相殺します。

5 地球温暖化に関する情報共有

5-1 地球温暖化に関する教育・学習の推進

地球温暖化対策の実践には、温室効果ガスの役割や影響、対象となる発生源、将来に向けた共通認識など、地球温暖化対策に関する知識と理解が必要です。地球温暖化に関する教育・学習を通じて地球温暖化対策の実践につながる意識醸成を図ります。

5-2 情報発信の充実

行政、市民及び事業者の三者の協働によるゼロカーボンシティの実現に向け取り組むため、市から市民及び事業者へ、あるいは事業者から市域に向けて地球温暖化対策についての情報を発信し、三者の情報共有を図ります。

進行管理

本計画の進行管理は、「Plan（計画）」、「Do（実行）」、「Check（点検・評価）」、「Act（見直し・改善）」のPDCAサイクルに則り実施します。目標の達成状況や施策の実施状況は定期的に点検・評価し、必要に応じて事業の見直し等、是正措置を行います。これらの結果は、「環境施策に関する年次報告書」により公表します。

「第5次北本市地球温暖化対策実行計画（区域施策・事務事業編）」の全文は、市のホームページから閲覧することができます。

第5次北本市地球温暖化対策実行計画（区域施策・事務事業編）【概要版】

令和6年3月

発行：北本市

編集：北本市 市民経済部 環境課

〒364-8633 埼玉県北本市本町1丁目111番地

TEL：048-591-1111（代表）

FAX：048-592-5997（代表）